【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	株式会社ＳＵＢＡＲＵ
【英訳名】	SUBARU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大崎　篤
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
【電話番号】	03-6447-8825
【事務連絡者氏名】	財務ＩＲ部長　野口　拓馬
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
【電話番号】	03-6447-8825
【事務連絡者氏名】	財務ＩＲ部長　野口　拓馬
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年３月23日
【発行登録書の効力発生日】	2026年３月31日
【発行登録書の有効期限】	2028年３月30日
【発行登録番号】	８－関東１
【発行予定額又は発行残高の上限】	150,000百万円
【発行可能額】	150,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年11月10日(提出日)です。
【提出理由】	臨時報告書（金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく）を2026年11月10日に関東財務局長へ提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2026年３月23日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。